

入 札 説 明 書

令和 8 年 1 0 月 1 日さいたま市告示第 1 5 4 8 号(以下「告示第 1 5 4 8 号」という。)
により公告した入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書に
よるものとする。

1 件名

「さいたま市リーディングエッジ企業 2 0 2 7」紹介冊子等制作業務

2 競争入札参加資格確認申請に関する事項

(1) 提出方法

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争入札参加資格申込兼資格確認申請書を添付して提出すること。入札参加資格の確認のための必要書類については、事前に連絡の上、別途、提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出すること。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持参、郵送又は電子メールにて提出すること。

(2) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書（原則、電子入札システムにより提出）

イ 過去 2 年の間に国又は地方自治体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類（事前に 2(4)の提出先に連絡の上、持参、郵送又は電子メールにて提出）

⑦ 契約書の写し

⑧ 履行を証明する書類の写し

(3) 申請書提出期間

告示の日から令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで。郵送の場合は提出期間最終日必着。

(4) 電子入札システム以外の提出先

さいたま市経済局商工観光部企業成長推進課（新産業育成係）

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤 6－4－4

電 話 048-829-1371（直通）

F A X 048-829-1944

電子メール kigyoseicho-suishin@city.saitama.lg.jp

（※電子メールでの提出を希望の場合は、本アドレスに事前に連絡すること。別途提出用の URL 等を連絡する。）

3 仕様に関する質問方法

(1) 提出先

電子入札システムにより実施する。

電子入札システムを利用できない場合は、質問書を持参、郵送、電子メール又は F A X で提出すること。

(2) 電子入札システム以外の提出先

2(4)に同じ

(3) 受付期間

公告日から令和8年10月15日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。)

(4) 回答方法

入札参加資格を有する者に対し、質問受付期間内に受領した全ての質問内容及び回答を、令和8年10月21日(水)までに、電子入札システムへ掲載する。電子入札システムを利用できない場合は、電子メール又は F A X にて回答する。なお、質問した業者名は公表しない。

(5) 再質問

実施しない。

4 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の納付期限 令和8年10月22日(木)

(2) 入札保証金の納付場所 さいたま市の指定する金融機関

(3) その他

入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額の100分の5以上を納付した上で、納付書兼領収書の写し(本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。)を納付期限までに下記提出先に持参、郵送又は電子メールにて提出すること。郵送の場合は納付期限日必着とする。なお、紙による入札の場合は、入札書と同封すること。

＜提出先＞

さいたま市経済局商工観光部企業成長推進課(新産業育成係)

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

電 話 048-829-1371(直通)

F A X 048-829-1944

電子メール kigyoseicho-suishin@city.saitama.lg.jp

5 入札保証金の納付免除に関する事項

- (1) 競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者。

イ 保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- (2) 入札保証金の納付免除を申請する場合は、入札保証金免除申請書に次の資料を添付し、持参、郵送又は電子メール（電子メールの場合は事前に連絡すること）にて提出すること。

ア (1)のアに該当する場合 令和6年度以降に履行が完了した国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し及び履行を証明する書類の写し（2件分）

イ (1)のイに該当する場合 入札保証保険証券の原本

- (3) 提出先は2(4)に同じ

6 確認審査結果の通知

- (1) 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し、競争入札参加資格確認結果通知書を交付する。また、入札保証金の要否をあわせて通知する。

- (2) 確認審査後の入札参加資格の取扱い

確認審査の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が、入札日において、入札参加資格要件のいずれかを満たさない場合又は提出書類に虚偽の記載をしていたことが判明した場合には、入札参加資格がない者として入札への参加を認めない。

- (3) 入札参加資格がないと認めた者からの競争入札参加資格の再確認について

入札参加資格を有さない旨の通知を受けた者が、入札参加資格がないと認めた理由について疑義がある場合には、入札参加資格の再確認を請求することができる。市は、再確認を請求されたときは、令和8年10月20日（火）までに請求者に対し回答する。

ア 請求期限

令和8年10月19日（月）まで（休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

イ 請求先

2(4)に同じ

7 入札及び開札に関する事項

- (1) 最低制限価格

設定しない。

- (2) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の範囲内で入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。

ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

再度入札は1回とする。また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は辞退として取り扱うものとする。

(5) 開札時の入札参加者立ち合いは不要とする。

(6) 開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知する。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知する。

また、開札結果については、後日、入札情報公開システムに掲載する。

8 その他必要な事項

(1) 入札方法

ア 電子入札システムから入札金額を記録すること。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に4(3)に記載の＜提出先＞に連絡の上、「紙入札参加承認申請書」を提出すること。

イ 紙による入札の場合は、市指定の入札書をもって行い、表に「さいたま市長」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れて提出すること。代理人が持参により入札書を提出する場合においては、委任状を提出すること。

なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、必ず郵便書留にて送付すること。

(2) 契約手続等

契約予定日 令和8年10月27日（火）

(3) 電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱い

会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施すること。

9 その他

(1) 契約書作成に係る費用は、落札者の負担とする。

(2) 入札参加者は、本入札説明書及び参考規程類を熟読し、遵守すること。